



令和8年度採用

旭川市 会計年度任用職員 募集のご案内

(障害のある方の部)

旭川市の会計年度任用職員を募集します。
あなたの知識や経験を
旭川市民の暮らしを支える仕事に役立ててみませんか。

【採用予定日】

令和8年4月1日（予定）

※配属される職場によっては4月2日以降になることもあります。

【採用申込書 受付期間】

令和7年12月15日（月）～令和8年1月7日（水）

※郵送は令和8年1月7日での消印があるものに限り受け付けます。

なお、1月5日以降に投函する場合は、必ず「速達」にしてください。

※提出書類を人事課に直接持参される場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分まで（祝日、年末年始（12月30日～1月4日）を除く）にお越しください。

【申込先】

旭川市総務部人事課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目（総合庁舎6階）
TEL(0166)25-5445（人事課直通）

1 募集職種・採用予定人数

事務補助員等を若干名募集します。

※提出書類や面接等により適性を見て配属先を決定しますので、希望どおりの配属先での採用にならない場合があります。

2 勤務条件等

(1) 任用期間

任用される期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までですが、一部、1年未満の短期間の業務もあります。

※任用された日から1か月は条件付の採用です。その間、良好な成績で業務を遂行した場合に正式な採用となります。

(2) 勤務形態

- ・フルタイム勤務 週5日・38時間45分（1日7時間45分）勤務
- ・パートタイム勤務 フルタイム勤務以外
職種や職場により異なりますが、次は代表的な例です。
週4～5日・29時間（1日5～6時間）勤務

(3) 1月当たりの給料・報酬

一部の職を除き、毎月決まった額を支給する固定給です。

金額は、職種や勤務形態、採用された職種と同じ職種で会計年度任用職員として勤務した年数等により異なります。次は代表的な例です。

- ・事務補助員（フルタイム・任用期間1年）

1月当たり 188,000円～220,000円

※金額は、給与改定により変更される場合があります。

※任用期間・1週間当たりの勤務時間等に応じて期末手当や勤勉手当が支給される場合があります。

※支給要件に該当する場合は、通勤手当や時間外勤務手当が支給されます。

(4) 休日

原則として、土・日曜日及び祝日並びに年末年始（12月30日～1月4日）が休日となります。職場により異なる場合があります。

(5) 休暇

本市の規定により、年次有給休暇（任用開始時に付与）、夏期休暇などの特別休暇等を付与します。付与日数は任用期間等により異なります。

(6) 社会保険等

共済組合（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険の被保険者となります。勤務時間が短い場合等は対象外となることがあります。

3 応募資格

次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

- (1) 身体障害者手帳（1級～6級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- (2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (3) 精神障害者保健福祉手帳

※各手帳等は、申込日及び採用予定日において有効であることが必要です。

なお、次の地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 提出書類及び申込方法

(1) 提出書類

- ア 旭川市会計年度任用職員 採用申込書（障害のある方の部）①・②
- イ 「3 応募資格」(1)～(3)で示している手帳等のうち、交付を受けている手帳、診断書、意見書、判定書等の写し（コピー）
※手帳は、氏名、障害名、交付機関、交付番号、交付・再発行年月日（最新の日付）、障害の等級などが分かるようにコピーしてください。
- ウ 公共職業安定所（ハローワーク）が発行する紹介状
※ウは、ハローワークを通じて求職中の方のみ提出が必要です。

(2) 申込方法

提出書類を一括して、郵送又は持参によりお申し込みください。

※封筒の表側に「会計年度任用職員 採用申込書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

5 選考方法

- (1) 1次選考 提出された「旭川市会計年度任用職員 採用申込書（障害のある方の部）①・②」に基づく書類審査
- (2) 2次選考 個人面接
※ 1次選考の合格者のみを対象とし、令和8年1月下旬以降に順次実施予定です。
※面接の日時は人事課より連絡します。
※ 2次選考の結果により採用者を決定します。
- (3) 選考結果 通知文の送付
※ 1次選考結果は不合格者のみに令和8年1月中旬（予定）までに通知します。
※ 2次選考結果は面接を受けた方全員に令和8年2月中旬（予定）までに通知します。

6 その他

- (1) 申込書に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消すことがあります。
- (2) 地方公務員法により、フルタイム勤務の職は兼業が禁止されています。
パートタイム勤務の職は兼業が可能です。
- (3) 今回の会計年度任用職員への採用は、旭川市の正規職員（事務職、技術職等）の採用の際に優先されるものではありません。
- (4) 今回の募集のほか、年度途中において随時、会計年度任用職員の募集を実施することがあります。
- (5) 採用に当たり、資格や免許の写し等の書類の提出を求める場合があります。
- (6) 不明な点は、旭川市総務部人事課（電話（0166）25-5445）までお問い合わせください。

会計年度任用職員の給料・報酬などは、旭川市令和8年度予算を財源としていますので、予算成立状況により任用期間や勤務時間が一部変更になることがあります。ご了承ください。